

令和8年度 景観計画推進業務（奄美市景観計画見直し検討調査業務） 公募型プロポーザル募集要領

1 業務目的

奄美市は、特有の多様な生き物が息づく生態系とともに、自然と深く関わりながら形成された人々の暮らしや文化を価値ある資源として後世へ引き継ぐため、平成23年10月1日に景観法に基づく景観行政団体となり、令和4年12月、「奄美市景観計画」を策定した。

また、平成29年3月に奄美群島国立公園の指定を受け、令和3年7月「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」が世界自然遺産に登録された。

世界自然遺産登録を契機に、コロナ禍以降観光客の増加傾向が見られ、市内で大小様々な観光開発の動きが増加するなど、現行計画の策定時から社会経済情勢が大きく変化している。

こうした状況を踏まえ、奄美市の良好な景観を未来に継承するため、本業務ではこれまでの景観行政の成果を評価・検証するとともに、市民や民間事業者など関係者の意向を広く把握し、現行計画の見直しの必要性について検討するとともに、今後の景観施策の方向性についてとりまとめを行うことを目的とする。

2 業務概要

(1) 業務名

令和8年度 景観計画推進業務（奄美市景観計画見直し検討調査業務）

(2) 業務内容

令和8年度 景観計画推進業務（奄美市景観計画見直し検討調査業務）仕様書（以下、「仕様書」という。）のとおり。

(3) 委託契約期間

契約締結日から令和9年3月19日（金）まで

(4) 履行場所

奄美市内

(5) 提案上限額

5,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

(6) 委託契約予定事業者選定方法

本プロポーザルにより企画提案を求め、審査基準に基づき審査し、委託契約予定事業者を選定する。

3 参加資格

(1) 提案提出時点において法人税、所得税及び消費税（地方消費税を含む。）を滞納していないこと。また、本市の課税を滞納していないこと。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

(3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開

始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その旨を証する書類を提出することにより、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る同法第199条第1項の更生計画認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- (5) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第1項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。

4 スケジュール

	項目	期日等	備考
(1)	募集開始	令和8年6月4日（木）	
(2)	質問書提出期限	令和8年6月11日（木）	17：00まで
(3)	質問への回答	令和8年6月15日（月） までに回答	
(4)	参加表明書提出期限	令和8年6月19日（金）	17：00まで
(5)	参加資格審査結果通知	令和8年6月22日（月）	
(6)	企画提案書提出期限	令和8年6月29日（月）	17：00まで
(7)	辞退届提出期限	令和8年6月29日（月）	17：00まで
(8)	プレゼンテーション	令和8年7月上旬	
(9)	結果通知・結果公表	令和8年7月上旬	

5 質問の受付及び回答

(1) 質問書の提出方法

ア 提出書類

質問書【様式4】

イ 提出方法

質問内容等必要事項を記載し、電子メールに添付して送付すること。なお、質問は電子メールのみでの受付とし、電話や訪問での質問は受け付けない。

電子メールの件名は、【景観計画推進業務：会社名】として送信すること。

ウ 受付期限

令和8年6月11日（木）17時（必着）

エ 提出先

「13 担当部署」に提出すること。

(2) 回答方法

質問及び回答を取りまとめ、本市ホームページにおいて公表する。

また、質問に関する回答は本要領及び仕様書を補完するものとする。

6 参加申し込み

参加資格を満たし、本業務に参加を希望する場合は、下記の必要書類を提出すること。

なお、参加表明書の提出がない場合は、企画提案書を受け付けない。

(1) 提出書類

ア 参加表明書【様式1】

イ 会社概要書【様式2】

ウ 業務実績書【様式3】

エ 税等の滞納がないことを証する書類の写し

(2) 提出方法

ア 電子メール（郵送及び持参は受け付けない）

イ 送付先メールアドレス：tokei@city.amami.lg.jp

ウ 提出に係る留意点

- ・提出書類についての押印を省略する。
- ・様式1～3についてはPDFデータにて提出することとし、ファイル名は「【景観計画推進業務】様式〇_会社名」とすること。
- ・提出後は速やかに事務局に電話連絡を行い、着信確認を求めること。
- ・事務局による受理票の返信をもって受付を完了したものとする。
- ・申込受付期限後の申し込みは一切受け付けない。

(3) 受付期限

令和8年6月19日（金）17時（必着）

(4) 提出書類作成の留意事項

- ・提出された参加表明に関する書類の修正又は変更は認めない。
- ・提出された参加表明に関する書類は返却しない。

7 企画提案書の提出

(1) 提出書類

ア 企画提案提出書【様式5】

イ 企画提案書【様式任意】

- ・正本（提案者名等の提案者が判別できるもの）と副本（正本と同一のもので提案者が判別できるような記載等を黒塗りしたもの）を提出すること。
- ・1社各1案とし、A4サイズ・横置き・横書き・文字サイズ12.0ポイント以上とす

る。

- ・提案書にはページ番号を記載すること。ページ数は6ページ以内とする（但しページ上限数に表紙及び裏表紙は含まない）

ウ 工程表【様式任意】

エ 業務実施体制図【様式任意】

オ 見積書【様式任意】

- ・様式は任意とするが、金額は消費税及び地方消費税を除いた価格並びに税込み価格を記載すること。
- ・積算根拠（例：人件費単価等）を具体的に示す内訳書を作成すること。
- ・「2（5）提案上限額」に示す額を超える金額の場合は失格とする。

(2) 提出方法

市が準備するファイル転送システム（郵送及び持参は受け付けない）

- ・参加表明書を提出した事業者にアップロード先の URL を送信します。
- ・提出は PDF データにて提出することとし、ファイル名は「【景観計画推進業務】（書類の種類）_会社名」とすること。

例）【景観計画推進業務】企画提案書（正）_

(3) 提出に係る留意事項

- ・申込受付期限後の申し込みは一切受け付けない。

(4) 提出書類作成の留意事項

- ・提出された書類の修正又は変更は認めない。
- ・提出された書類は返却しない。

8 特に提案を求める事項

本公募型プロポーザルにあたり、以下の事項について、特に提案を求めるものとする。

- (1) 本市の景観に関する魅力、現状、課題に関する見解。
- (2) 市民や事業者などからの意見聴取方法。
- (3) 本業務内で実施する独自の取組に関する提案。

9 参加の辞退

辞退届【様式6】に必要事項を記載し、電子メールに添付して送付すること。

10 審査方法等

(1) 審査の方法

審査は書類審査及びプレゼンテーションにより行う。なお、企画提案者が1者のみの場合においても審査を行い、契約候補者を決定する。提案資料や評点については公開しない。

(2) プレゼンテーション

プレゼンテーションについては令和8年7月上旬を予定しているが、企画提案書提出締切後に、提案提出者に対して別途通知する。プレゼンテーション時間は20分を予定。

(3) 審査結果

最終選考の結果（第1位契約候補者の決定）については、奄美市ホームページにて、当該契約候補者の名称を公表する。あわせて、審査結果については、全参加者に対して参加申込書記載の住所宛に文書で通知する。

(4) 審査基準

	評価項目	評価内容
1	基本的な考え方	奄美市景観計画に関する理解・知識が認められるか。
2		業務の履行に当たって、従事者等の適正な配備や役割分担が明確になっているか。
3		業務のスケジュールは適正か。
4	コンセプト案	奄美市景観計画の内容を踏まえたコンセプトの提案となっているか。
5	自発的活動促進に向けた工夫	市民等が本市の景観計画について関心を抱き、市民等の自発的な取組を促進する工夫がなされているか。
6	追加提案	本業務に対する有益な追加提案があるか。
7	業務実績	本業務と同種・類似の業務の実績はあるか。
8	経費の見積り	企画提案に対して適正な見積金額が提示されているか。

11 奄美市景観計画の掲載ページ（奄美市ホームページ）

<奄美市景観計画>

<https://www.city.amami.lg.jp/kikaku/keikan.html>

12 その他

- (1) 企画提案に関する必要経費は、企画提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類は、提案者に無断で本件プロポーザル以外に使用しない。

13 担当部署（提出先及び問合せ先）

本プロポーザルに関する書類等の提出先及び担当部署は以下のとおり。

奄美市建設部都市整備課まちづくり推進室 担当：佐野・川元

〒894-8555 奄美市名瀬幸町25番8号

TEL：0997-52-1111（内線5457） E-Mail：tokei@city.amami.lg.jp